平成２８年（フ）第３３９号
新潟市西蒲区岩室温泉323番地５　メゾン白亜201号
債務者　濱田ひろみ
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６１号
新潟市東区逢谷内４丁目８番６号
債務者　坂井　良春
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６２号
新潟県新潟市北区太田甲6127番地　三井アパート３号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６９号
新潟市江南区亀田中島４丁目３番４号　レオネクスト　ＫＫアルハイム102号
債務者　古俣　　泉（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７５号
新潟市西区山田2796番地
債務者　椎谷　雅裕
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７８号
新潟市西区五十嵐２の町7912番地丑、前住所新潟市西区五十嵐２の町8651番地23
債務者　高杉　　新
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
福井県敦賀市松原町20番11号、前住所福井県敦賀市櫛川93号1401番地の１
債務者　加藤　尚美（旧姓美尾谷）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２１３号
山梨県甲斐市富竹新田856番地１　シルクタウンＡ102号室、前住所山梨県甲府市岩窪町103番地　山村住宅６
債務者　西嶋　　亮
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
山梨県甲斐市富竹新田856番地１　シルクタウンＡ102号室、前住所山梨県甲府市岩窪町103番地　山村住宅６
債務者　西嶋亜希子（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
山梨県甲府市山宮町1560番地７
債務者　高木　映子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
山梨県甲府市青葉町14番９号　ドミールナカザワ205、前住所山梨県甲府市相生３丁目５番20号
債務者　中村　友美（旧姓近野）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門6360番地５
債務者　赤池　俊仁
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３号
長野県上田市下之条211番地６　ガーデンハイツちくまＢ棟105号
債務者　清水嘉代子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１９３号
長野県安曇野市豊科田沢6941番地１　アスピア小倉301
債務者　浅野　　幸
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２０９号
長野県松本市波田5921番地９
債務者　濱　　直明
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第８８号
長野県茅野市豊平1010番地５
債務者　鷹野　和子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部